

防経会第8371号  
19.8.30  
一部改正 防官会(事)第437号  
令和2年12月25日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

特別調達資金の事務処理について（通達）

標記について、特別調達資金経理取扱細則（平成19年防衛省訓令第71号）の施行に際し、別紙のとおり定められ、平成19年9月1日から実施することとされたので、通達する。

以上

添付書類：別紙

特別調達資金の事務処理について

1 諸報告

(1) 国庫金運用計算書の提出

防衛省の計算証明に関する指定（平29.4.28.29検第409号）に規定する特別調達資金国庫金運用計算書（以下「計算書」という。）の提出に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 計算書の表紙に記載する提出期日は、現に計算書を提出する日を記載すること。

イ 特別調達資金出納官吏（以下「資金出納官吏」という。）に係る計算書は、特別調達資金出納命令官を経由することになっているので、その計算書の表紙に記載する提出月日は、特別調達資金出納命令官に提出する日を記載すること。

(2) 特別調達資金使用計画要求書及び特別調達資金要求書の提出期限について

特別調達資金経理取扱細則（平成19年防衛省訓令第71号。以下「細則」という。）第5条第1項に規定する特別調達資金使用計画要求書及び第6条第1項に規定する特別調達資金要求書は、次に掲げる期日までに提出すること。

ア 1/四半期分及び4/四半期分については、1か月分の支払う経常的経費を、支払資金を必要とする月の前月25日とする。

イ 2/四半期分及び3/四半期分については、3か月分の支払う経常的経費を、それぞれ2/四半期分は6月25日、3/四半期分は9月25日とする。

ウ 会計官等の指示による場合及び緊急を要する場合については、その都度とする。

2 債権管理

(1) 特別調達資金に属する債権の履行期限を延長する特約に関する基準

特別調達資金に属する債権を管理する分任債権管理職員が、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「法」という。）第24条第1項第5号の規定により、履行期限を延長する特約を行うことができる場合は、次のとおりとする。

ア 債権の種類

法第24条第1項第5号の規定に該当する場合で、特別調達資金をもって支給した普通給与並びに夏期、年末及び寒冷地の各手当（以下「各手当」という。）の過誤払に係る返納金債権、これに付される利息債権及び延滞金債権とする。

イ 債務者

債務者は、アメリカ合衆国軍隊による日本人および通常日本国に居住

する他国人の日本国内における使用のための基本労務契約（昭和32年契約番号DA-92-557-FEC-28, 000。以下「基本労務契約」という。）又は船員契約（昭和33年契約番号DA-92-557-FEC-29, 000）に基づき、現に雇用中の従業員又は船員とする。ただし、限定期間従業員、季節従業員、試用期間従業員、特殊期間従業員、長期休暇に伴い無給となることが予想される従業員、解雇予告を受けた従業員、解雇予告を受けた船員及び無給身分の船員は除外するものとする。

ウ 債権金額

返納金債権の額が、債務者に過去3か月に支給した普通給与の現金支給額を当該現金支給額に係る勤務日数で除した額に、当該債権者の通常の前月における平均勤務日数を乗じて得た額（以下「平均給与月額」という。）の10%を超えるときとする。

エ 分割弁済金額

債務者に弁済させる1回の金額は、当該債務者の平均給与月額又は各手当の支給月に支給すべき各手当の現金支給額のそれぞれ10%以上を基準として定める。ただし、災害、盗難又はその他の債務者の責によらない避けがたい事由により10%以上を基準として回収することが困難な場合は、これによらないことができるものとする。

オ 分割弁済の回数

債務者に毎月支給する普通給与又は支給月に支給する各手当の支給をそれぞれ1回とし、10回以内とする。

カ 履行延期申請等の様式

分任債権管理職員が上記により履行期限を延長する特約を行う場合における債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第34条第1項及び第4項並びに防衛省債権管理事務取扱細則（平成18年防衛省訓令第107号。以下「訓令」という。）第42条第2項の各規定による履行延期申請書、履行延期承認通知書又は履行延期特約決議書の書式は、別記様式1債権履行延期調査書の当該部分をもってこれに代えるものとする。

(2) 特別調達資金に係る債権管理事務処理

ア 特別調達資金に属する債権に係る一部債権管理簿及び債権調査確認決議書の書式について、次により処理するものとする。

債権管理簿使用区分表

債権の種類（訓令別表）	使用する債権管理簿
合衆国政府受入金債権（諸機関）	訓令別記第28号書式
損害賠償金債権訓令	別記24、25及び30号書式
弁償金債権	〃
延滞金債権	〃
利息債権	〃

不用物品売払代債権	〃
返納金債権	訓令別記第 28 号書式
保険料被保険者負担金債権	訓令別記第 29 号書式

イ 上記債権管理簿使用区分表の債権管理簿使用に当たっての留意すべき点

- (ア) 合衆国政府受入債権（在日合衆国軍隊第 15 条諸機関の使用のための日本国政府による日本人等の雇用に関する地位協定に基づく労務協約及び財務上の取決め第 2 条 g に規定する諸機関）については、訓令第 28 号書式を債権管理簿として使用する。この場合に、当該書式の表題（債権調査確認決議書及び納入告知決議書）の下段に「債権管理簿」と表示する。
- (イ) 返納金債権については、上記（ア）の要領により処理するとともに、過誤払いにより債権を管理することとなった日の属する年度の翌年度の 5 月 31 日を経過したとき、すなわち長期にわたって管理することを必要とする債権は、訓令第 68 条に規定する債権管理簿において登記整理する。
- (ウ) 訓令別記第 29 号書式については、駐留軍従業員が無給休暇となった場合（以下「無給者」という。）の健康保険、厚生年金保険料被保険者分を国が一時立替えて社会保険機関に納付したときから、これを保険料被保険者負担金債権として債権管理をすることとなるが、債権管理前に当該保険料が回収済みとなる場合でも当該書式備考欄において登記整理する。
- (エ) 損害賠償金債権、弁償金債権、延滞金債権、利息債権及び不用物品売払代債権については、訓令第 68 条に規定する債権管理簿のうち、それぞれの債権に適したものを使用する。

(3) 債権調査確認決議書

合衆国政府受入金債権（諸機関除く。）に係る細則第 26 条に基づき作成される特別調達資金請求決議書の書式中、債権の発生原因欄には「基本労務契約第 4 条」、「船員契約第 4 条」、「燃料供給協定第 5 条」、「硫黄島における艦載機着陸訓練の実施のための役務及び需品の調達に関する協定第 5 条」及び「実弾射撃訓練の移転に伴う役務及び需品の調達に関する協定第 5 条」のうちいずれかと、債権の種類欄には「合衆国政府受入金債権」と記載するものとする。

(4) 寒冷地手当の差額回収

寒冷地手当を受給した従業員の異動等により、その差額を返納させる場合においては、異動前の地方防衛局及び地方防衛事務所において回収の措置をとるものとする。この回収措置及び回収金額は債権管理法の適用を受けるので、債権の発生、消滅として把握、処理するよう留意すること。

3 特別調達資金に係る予算決算及び会計令第 116 条の規定による検査事務

(1) 定時検査

受検資金出納官吏は、検査書（別記様式2）の添付資料として、特別調達資金の現在高を証明する書類（別記様式3）及び小切手振出支払未済がある場合は振出小切手支払未済内訳書（別記様式4）を準備すること。

（2） 交替検査

受検資金出納官吏は、検査書の添付資料として、交替の日の前日における特別調達資金の現在高を証明する書類（特別調達資金出納官吏事務規程（昭和26年大蔵省令第95号）別記第18号書式）、振出小切手支払未済内訳書及び引継目録（別記様式5）を準備すること。

（3） 随時検査

防衛大臣が別途指示するものとする。

（4） 検査員

地方防衛局長が、当該地方防衛局の職員に命じて行わせるものとする。

4 その他

（1） 使用目的別区分及び受入性質別区分

細則第3条に規定する使用目的別区分及び受入性質別区分は、別表1に定めるものとする。

（2） 経理行為の整理区分

細則第10条に規定する経理行為として整理する時期、経理行為の範囲及び経理行為に必要な関係書類は、別表2に定めるものとする。

（3） 特別調達資金受入簿の取扱い

特別調達資金受入簿は、次の記入要領に従い記入するものとする。

ア 科目は、資金の受入性質区分により記入すること。

イ 摘要欄には、関係の決議書番号その他必要事項並びに「日計」及び「累計」を記入すること。

ウ 資金受入決定済額欄には、受入決定済額を資金受入済額欄には、受入済額を記入すること。

エ 資金受入未済額欄には、受入決定済額から受入済額を差引いた額を累計において記入すること。

オ 資金返納済額欄には、返納済額を記入すること。

カ 資金返納未済額欄には、受入済額から返納済額を差引いた額を累計において記入すること。

キ 前年度から繰越した受入未済額及び返納未済額がある場合の処理は次によること。

（ア） 年度当初において資金受入未済額欄及び資金返納未済額欄に上段括弧書で記入すること。

- (イ) 受入未済額について受入があった場合は、その額を資金受入済額欄に上段括弧書で記入し、時効等に係るものの発生があった場合は、その額を資金受入決定済額欄及び資金受入未済額欄に赤書きにより上段括弧書で記入すること。
  - (ウ) 返納未済額について返納があった場合は、資金返納済額欄に上段括弧書で記入すること。
  - ケ 各月が終了したときは、当該月の合計を記入すること。
- (4) 駐留軍従業員等の無給身分に係る被保険者負担の健康保険料並びに厚生年金保険料等の取扱い

基本労務契約に対する付属協定第133号及び在日合衆国軍隊第15条諸機関の使用のための日本国政府による日本人等の雇用に関する地位協定に基づく労務協約及び財務上の取決め改定第39号に基づき、駐留軍従業員等が無給の状態となった場合の被保険者負担分の当該保険料は、国が一時これを立て替えて社会保険機関に納付することとし、この取扱いについては、次により処理するものとする。

- ア 米側からペイロールを受理し当該保険料が確定した場合は、無給者に係る分として経理行為書を作成すること。この経理行為書は、被保険者から徴収すべき保険料を経理行為書の今回支払額欄に赤字で計上し、同額を保険機関に納付すべき額として、諸控除額欄に黒字で計上する。従って、(目)欄は、普通給与「0」として計上することとなる。
- イ 経理行為書の諸控除額種類別欄は当該保険料を種類別に記載し、摘要欄には「無給者何某の何月分〇〇保険料負担金」と記載し、経理行為を行うこと。
- ウ この経理行為額に対する支払明細簿上の措置は、(項)労務費又は(項)船員労務費(目)普通給与についてそれぞれ上記アの要領により記載し、処理すること。また、控除金整理簿には、当該保険料についてそれぞれ括弧書で記載し、摘要欄には無給者の保険料である旨記載し、処理すること。
- エ 当該月分の被保険者保険料については、経理行為を行った場合に当該無給者から戻入決議書により徴収することとし、保険料について社会保険機関に納付のため支払決議を行ったときにおいて徴収未済となっている額は、これを無給者に対する債権として所要の手続により納入告知書を発すること。なお、債権科目は(項)諸収入債権(目)保険料被保険者負担金債権とすること。
- オ 債権の回収に当たっては、遅滞することのないよう極力早期回収に努め、無給者から納付があった場合は、債権消滅の措置を行うとともに戻入決議書を作成して、支払明細簿上の処理を行うこと。

別記様式1

## 債権履行延期調査書

決裁 令和 年 月 日

債権発生年月日	令和 年 月 日
債権金額	円
債権発生原因	令和 年 月 日
債権確認年月日	令和 年 月 日
納入告知年月日及び番号	令和 年 月 日 No.
督促年月日	令和 年 月 日

申請のとおり承認してよろしいか。

## 履行延期申請書

分任債権管理職

殿

令和 年 月 日

住 所  
勤務場所  
氏 名

下記債務について、履行期限を延長されたい。

記

- 元本債務金額 円
- 延滞金 履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じ100円につき1日  
銭 厘の割合で延滞金を支払う。
- 延納利息 利率100円につき1日 銭 厘
- 弁済計画

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
弁済月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
給与等の区分											
弁済金額	元本	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	延滞利息	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	延滞金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

5. 分割弁済の承認を受けようとする理由





別記様式2

特 別 調 達 資 金 検 査 書

令和 年度

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

受入高	円
<hr/>	<hr/>
支払高	円
<hr/>	<hr/>
残 高	円

うち                     円 日本銀行預託高  
                    円 手元保管高

特別調達資金 出納官吏 ○ ○ ○ ○ 取扱に係る帳簿及び金庫につき、  
予算決算及び会計令第 1 1 6 条の規定による定時、随時、交替検査をしたところ  
上記のとおり相違ない。

令和 年 月 日

検査院 氏 名

特別調達資金出納官吏  
又は立会者  
官 職  
氏 名

別記様式3

特別調達資金現在高証明

金額 ¥

令和 年 月 日 現在

上記特別調達資金現在高を証明願います。

令和 年 月 日

特別調達資金出納官  
官 職  
氏 名

日本銀行 ○○店 御中

上記金額を証明いたします。

令和 年 月 日

日本銀行 ○○店



別記様式5

引継目録

名 称	員 数	名 称	員 数

上記のとおり受渡しました。

令和 年 月 日 前任特別調達資金出納官吏  
官 氏 職 名

上記のとおり引継ぎました。

令和 年 月 日 前任特別調達資金出納官吏  
官 氏 職 名

別表 1

特別調達資金使用目的別区分及び受入性質別区分

(1) 使用目的別区分

款	項	目
新合衆国軍勘定	<p>労務費</p> <p>支払労働保険料</p> <p>賠償償還及払戻金</p>	<p>普通給与手当 解雇予告手当 退職職手 退職職手 上 期 特 別 退 職 手 当 金 下 期 特 別 退 職 手 当 金 夏 期 末 手 当 金 年 寒 冷 地 手 当 金 旅 輸 送 費 費 輸 送 手 当 金 転 換 手 当 金 公 務 災 害 医 療 等 補 償 費 費 公 告 費 費 ※ 常 用 労 務 者 健 康 保 險 負 担 金 ※ 常 用 労 務 者 雇 用 金 ※ 保 險 負 担 金 日 雇 労 務 者 雇 用 金 保 險 負 担 金</p> <p>支払労働保険料</p> <p>賠償償還及払戻金</p>
合衆国軍船員勘定	<p>船員労務費</p> <p>賠償償還及払戻金</p>	<p>普通給与加給 船員特別出勤手当 退職職手 上 期 特 別 退 職 手 当 金 下 期 特 別 退 職 手 当 金 夏 期 末 手 当 金 旅 私 有 品 喪 失 補 償 費 費 触 雷 遭 難 補 償 費 費 ※ 船 員 保 險 負 担 金 ※ 初 診 料 負 担 金</p> <p>賠償償還及払戻金</p>

款	項	目
諸 機 関 勘 定	諸 機 関 勘 定 处 理 費	諸 支 出 金
	勞 務 費	普 通 給 手 当 解 雇 予 告 手 当 退 職 特 別 退 職 手 当 上 期 特 別 退 職 手 当 下 期 特 別 退 職 手 当 夏 季 末 地 手 当 年 寒 冷 換 手 当 轉 換 手 当
	支 払 勞 働 保 險 料	支 払 勞 働 保 險 料
	賠 償 償 還 及 払 戻 金	賠 償 償 還 及 払 戻 金
合 衆 国 軍 需 品 費	需 品 費	燃 料 購 入 費 空 運 送 運 營 費 輸 送 維 持 費 施 設 維 持 費 訓 練 費
	賠 償 償 還 及 払 戻 金	賠 償 償 還 及 払 戻 金
一 般 会 計 へ 繰 入	一 般 会 計 へ 繰 入	管 理 費 船 員 管 理 費 諸 機 関 管 理 費 需 品 購 入 管 理 費 空 運 搬 運 管 理 費 施 設 維 持 運 營 管 理 費 紛 議 関 係 受 入 金 繰 入
国 庫 余 裕 金 及 借 入 金 償 還	国 庫 余 裕 金 及 借 入 金 償 還	国 庫 余 裕 金 償 還 借 入 金 償 還

※はインボイスにのみ使う科目

款	項	目
---	---	---

(2) 資金の受入性質別区分

款	項	目
新合衆国軍勘定	労務費受入	労務費
	雑収	損害賠償金等受入金 支払労働保険料受入金 支払金の返納金 雑収
	賠償償還及払戻金受入	賠償償還及払戻金
合衆国軍船員勘定	船員労務費受入	船員労務費
	雑収	損害賠償金等受入金 支払金の返納金 雑収
	賠償償還及払戻金受入	賠償償還及払戻金
諸機関勘定	諸控除金等受入	諸業主負担金 諸事業支出金
	労務費受入	労務費
	諸機関管理費受入	諸機関管理費
	雑収	損害賠償金等受入金 支払労働保険料受入金 支払金の返納金 雑収
	賠償償還及払戻金受入	賠償償還及払戻金
合衆国軍需品費	需品費受入	燃料購入費 運送維持費 施設維持費 訓練維持費
	雑収	需品管理費
	賠償償還及払戻金受入	賠償償還及払戻金

款	項	目
旧勘定等処理費	旧勘定等処理費	雑入
前年度繰越資金	前年度繰越資金	前年度繰越資金
国庫余裕金及借入金受入	国庫余裕金及借入金受入	国庫余裕金受入 借入金受入



別表2

## 経理行為の整理区分表

(新合衆国軍勘定、合衆国軍船員勘定、諸機関勘定関係)

区 分	経理行為として整理する時期	経理行為の範囲	経理行為に必要な主な書類	備考（適用科目）
1 給与手当の類	ペイロールを受領しペイシートAの計算完了のとき、又はペイシートBの計算完了のとき、もしくはペイシートBの証明を受けたとき	支払を要する額 (インボイスの請求額、納入告知額)	ペイロール ペイシートA又はペイシートB 証明を受けたペイシートB 支払科目の内容を示す書類	普通給与、解雇予告手当、雇止手当、退職手当、上期特別退職手当、下期特別退職手当、夏期手当、年末手当、寒冷地手当、船員特別出勤加給、転換手当
2 負担金の類	負担金又は拠出金の額が決定したとき	支払を要する額 (インボイスの請求額、納入告知額)	負担金算出内訳書、一部負担金申請書	常用労務者健康保険負担金、日雇労務者健康保険負担金、厚生年金負担金、常用労務者雇用保険負担金、日雇労務者雇用保険負担金、労働者災害補償保険負担金、船員保険負担金、初診料等負担金、児童手当拠出金
3 災害補償費の類	各種申請書を受理したとき、LARの承認を受けたとき、又はペイシートBの計算完了のとき	支払しようとする額 (インボイスの請求額、納入告知額)	災害証明書 各種申請書 LAR 病院等の請求書、受領書又はこれに代わる証明書 戸籍謄本又は抄本 死亡診断書 婚姻証明書 ペイシートB	公務災害医療等補償費、災害見舞金、私有品喪失補償費、触雷遭難補償費、諸支出金
4 旅費	旅行許可証及び旅費請求書を受理したとき、又はLARの承認を受け旅費支給調書を作成したとき	支払しようとする額 (インボイスの請求額)	旅行許可証 旅費請求書 旅費支給調書 LAR	旅費
5 輸送費	請求書を受理したとき	請求のあった額 (インボイスの請求額)	契約書 請求書 職場輸送明細書	輸送費

6 広告費	要求書を受理し 契約金額が確定 したとき	契約金額 (インボイスの 請求額)	契約書又は請書 見積書 請求書	広告費
-------	----------------------------	-------------------------	-----------------------	-----

(合衆国軍需品費関係)

区 分	経理行為として 整理する時期	経理行為の範囲	経理行為に必要 な 主 な 書 類	備考 (適用科目)
1 需品費 の類	要求書を受理し 契約金額が確定 したとき	契約金額 (請求 書の請求額)	契約書又は請書 見積書 請求書	燃料費、窒素購入 費、輸送費、施設維 持運営費、訓練維持 費、需品管理費

備考：本表に記載していない経費については、その性質により類似のもの例により整理するものとする。